第６章　基本施策　（素案）

１．保育所・幼稚園・認定こども園における充実した幼児教育の提供

目標１　保育所・幼稚園・認定こども園における幼児教育の充実を図る

（１）「生きる力」の基礎を培う教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園においては「生きる力」の基礎を培うため、子どもの発達に沿った内容と方法により様々な体験活動を通して幼児教育の充実を図る。また、幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けて「カリキュラム・マネジメント」の実施を推進する。

（２）幼児教育の質の確保・向上と現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、保育者との信頼関係に支えられた遊びを通しての多様な~~運動~~経験や自然の中での体験、いろいろな人との関わりの中で~~を通して~~、幼児が自己発見及び自己発揮し、~~忍耐力や自己制御~~、自尊心~~等~~や、意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性などの非認知的能力を身に付けることができるよう、人的、物的に環境を整えることを推進する。すべての子どもが健やかに成長するよう、保育所・幼稚園・認定こども園等全体で質の向上を図る。

２．発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標２　保育所・幼稚園・認定こども園における幼児教育の成果を小学校生活や学習に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

（１）保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続の強化

①　~~保育所~~保育士や~~・幼稚園・認定こども園と小学校~~教員間との連携・協力体制の充実

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が連携への理解を深め、幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校等の関係者による研究協議会を中心に、連絡会等を通して関係者間の交流を行い、協力体制の充実を図るなど、多様な立場にある関係者間の交流活動を推進することを通して互いの連携を深める。

②　~~保育所・幼稚園・認定こども園~~幼児と~~小学校~~児童との交流の推進

幼児の小学校生活への期待を高め、環境に慣れる~~不安を解消する~~ために就学前の相互間の~~体験入学や~~行事への参加等、~~保育所・幼稚園・認定こども園の~~幼児と~~小学校~~児童との交流活動を推進する。

（２）幼小接続を見通した教育課程の編成と教育内容・方法の充実

発達や学びの連続性の観点から、保育所・幼稚園・認定こども園及び小学校の双方が、幼児教育から小学校教育への移行に配慮したアプローチカリキュラムやスタートカリキュラム等の教育課程編成や指導計画作成についての研究・実践に努める。

３．保育者（保育所保育士・幼稚園・認定こども園等~~（保育者）~~教員）の資質及び専門性の向上

目標３　社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育者の資質及び専門性の向上を図る。

（１）保育者の研修支援

保育者の資質及び専門性の向上を図るため、県、国、他機関団体等の多様な研修について園へ情報提供を行い、保育者の研修への参加を支援する。

（２）市主催研修の充実

近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、豊かな幼児の発達を促進する~~食育や特別支援教育など様々な内容の~~研修を市が主催して、保育者を対象とした研修の充実を図る。

４．保育所・幼稚園・認定こども園における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標４　保育所・幼稚園・認定こども園が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

（１）子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進

① 保育所・幼稚園・認定こども園における子育て支援及び啓発活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園が「親と子の育ちの場」となるよう、それらの施設~~保育所・幼稚園・認定こども園~~を利用している幼児の家庭に対して、子育て相談や情報提供等の支援を推進する。また、未就園児のいる~~保育所・幼稚園・認定こども園を利用していない幼児の~~家庭に対しても、親子登園、園庭開放や子育て相談等の支援を積極的に推進する。さらに、これらの機会を利用して、家庭教育に関する啓発活動に努める。

② 保育所・幼稚園・認定こども園等における次世代育成支援活動の推進

中学生職場~~中学校職業~~体験学習を通して、中学生が保育所・幼稚園・認定

こども園の幼児と接する機会の提供に努める。なお、年に数回、中学校の家庭科授業で、中学生と子どもたちが触れ合う子育てサロンが開催されている。また、大学生のボランティア活動を通して、幼児の心身の発達に関する知識や養育について学ぶ機会を提供する。

（２）保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

幼児教育の重要性や現状について、保護者や地域の人々の理解を推進するために、保護者や地域と連携を図りながら情報提供~~等~~に努める。

５．特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

目標５	特別な支援が必要な子どもに、より効果的で特性に合った支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、乳幼児一人一人の環境に応じて、就学後も切れ間のない継続した支援ができるよう、乳幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

（１）特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援と総合的な支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、個別相談や関係機関へつなぐ等の支援を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園へ専門的な助言を行い、乳幼児の健やかな成長への支援と保育所・幼稚園・認定こども園における受け入れの促進に努める。また、より効果的で特性に合った支援を行うため、発達支援センターを拠点とした総合的な支援体制の充実を図る。

（２）乳幼児一人一人の環境に応じた支援体制の充実

障がいのある~~を持つ~~子どもを養育している~~の~~家庭、低所得~~貧困~~家庭、ひとり親家庭、外国籍家庭など困難をかかえやすい~~異なる~~家庭環境に~~における幼児一人一人の発達の特性を理解し、指導することを大切にし、その配慮事項を示すなど、~~ある子どもに対し早期発見に努め、各関係機関と連携し、支援体制~~各々の特性に応じた指導~~の充実を図る。

６．生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標６	家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

（１）家庭の教育力の再生・向上

① すべての親に対する家庭教育の支援

乳幼児期の早い時期から、保護者が家庭教育の重要性を認識し親子の絆を深めるため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。また、家庭の教育力の向上を図るため、子どもを持つ親向けのパンフレットを配布し、家庭教育の大切さについて啓発活動をする。

② 地域社会における家庭教育の支援

子育ての悩み等を抱える家庭に対する育児相談や、地域の子育てサークル、子育てサロン等の家庭を支援する環境づくりを推進する。また、子育て中の保護者が不安や悩みから孤立しないよう、保護者同士が情報交換する場を提供する。

（２）地域社会の教育力の再生・向上

① 幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用

市民参画や市民活動を支援する観点から、講座・研修等によって幼児教育を支える地域の人材の育成を図るとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材を活用し、地域で幼児教育を恒常的に支える体制づくりに努める。

地域住民が子育てに関わり、子どもが多様な経験をするよう環境の整備を図る。

② 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの育つ環境の整備を図るため、地域住民等の力を結集した子どもの安全、安心で多様な学びのできる居場所づくりの普及・定着を推進する。また、子どもを育てる大人の居場所づくりについても普及を推進する。

③ 地域の施設・設備の活用の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等による地域の図書館、コミュニティ・センター、公園等の活用を推進するため、施設の利用方法や事業内容等の情報の提供に努める。